

平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号

特定個人情報保護評価に関する規則
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定個人情報保護評価に関する規則を次のように定める。

（特定個人情報保護評価の実施）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という）第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価（以下単に「特定個人情報保護評価」という。）は、法第二十八条の規定及びこの規則の規定並びに法第二十七条第一項の規定に基づき個人情報保護委員会が定める指針（以下単に「指針」という。）に基づいて実施するものとする。（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 基礎項目評価書 法第二条第十四項に規定する行政機関の長等（以下単に「行政機関の長等」という。）が、指針で定めるところに掲げる事項及び特定個人情報ファイル（以下単に「特定個人情報を保護するための主な措置の実施状況を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をい

二 重点項目評価書 行政機関の長等が、指針で定めるところにより、法第二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因の概要を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。
三 地方公共団体等 行政機関の長等のうち、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人をいう。
（特定個人情報保護評価の計画等を記載した書面等の提出）

第三条 行政機関の長等は、法及びこの規則の規定に基づき、基礎項目評価書・重点項目評価書又は法第二十八条第一項に規定する評価書を個人情報保護委員会に提出するときは、当該行政

機関の長等が実施する特定個人情報保護評価の計画その他の指針で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を併せて提出するものとする。

（法第二十八条第一項の特定個人情報ファイル）

会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。

一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下本号及び次号において「個人情報保護法」という。）第七十四条第二項第三号若しくは個人情報の保護に関する法行政機関等をいう。以下本号及び次号において同じ。）が保有するもの又は行政機関以外の者の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者若しくはこれら者の被扶養者若しくは遺族に係る個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項若しくはこれらに準ずる事項を記録するもののうち、当該行政機関等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

二 個人情報保護法第六十条第二項第二号に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項第二号に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有する特定個人情報ファイルであつて、当該情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（利用特定個人情報保護法第六十一条第八号に規定する条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルであつて、当該条例事務関係情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するものに該当する特定個人情報ファイル）をいう。

三 行政機関の長等が特定個人情報ファイル（第一号、前号又は次号から第七号までのいずれかに該当するものを除く。以下本号において同じ。）を取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が千人未満である場合における、当該特定個人情報ファイル

会、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合、同法附則第四十八条第一項の規定により指定された指定基金、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会又は地方公務員災害補償基金の保有する組合員若しくは組合員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録する特定個人情報ファイル

四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一条第一項の規定により設立された健康保険組合の保有する被保険者若しくは被保険者（当該特定個人情報ファイル）の数の総数が千人以上一万五千人未満である場合における、当該特定個人情報ファイル

口 行政機関の長等が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が一万人以上十万人未満である場合であつて、当該事務に従事する者の数が五百人未満であるとき（当該行政機関の長等において過去一年以内に特定個人情報の漏えいその他の事故（重大なものとして指針で定めるものに限る。以下「特定個人情報に関する重大事故」という。）が発生したとき又は当該行政機関の長等が過去一年以内に当該行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったときを除く。）

（法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイル）

会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。

一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下本号及び次号において「個人情報保護法」という。）第十一条第一項に規定する基础項目評価書の公表及び当該基础項目評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について次条第二項の規定による基础項目評価書の公表及び当該評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について次条第二項の規定による基础項目評価書の公表を行った場合における、当該評価書及び基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル

（基础項目評価）

十 地方公共団体等が、第七条第六項の規定による評価書の公表及び当該評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について次条第二項の規定による基础項目評価書の公表を行った場合における、当該評価書及び基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル

（基础項目評価）

十一 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、基礎項目評価書を提出する前に、基礎項目評価書を提出する前に、基础項目評価書の提出するものとする。当該特定個人情報委員会が提出するものとする。当該特定個人情報委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（利用特定個人情報保護法第六十一条第九号に規定する条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルであつて、当該条例事務関係情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するものに該当する特定個人情報ファイル）を除く。）をいう。

十二 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイル

八 行政機関の長等が、次条第一項の規定によ

る基礎項目評価書の公表を行った場合であつて、当該基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務が次のいずれかに該当するときにおける、当該基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル

九 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、速やかに当該基礎項目評価書を提出したときは、速やかに当該基礎項目評価書を提出するものとする。この場合に

同様とする。

十 行政機関の長等は、前項の規定により基礎項目評価書を提出したときは、速やかに当該基礎項目評価書を提出するものとする。この場合に

同様とする。

十一 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合であつて、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、重点項目評価書を個

人情報保護委員会に提出するものとする。当該

特定個人情報ファイルについて、第十一條に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 行政機関の長等が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が一万人以上十万人未満である場合であつて、当該事務に従事する者の数が五百人以上であるとき又は当該行政機関の長等において過去一年以内に特定個人情報に関する重大事故が発生したとき若しくは当該行政機関の長等が過去一年以内に当該行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったとき。

二 行政機関の長等が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が十万人以上三十万人未満である場合であつて、当該事務に従事する者の数が五百人未満であるとき（当該行政機関の長等において過去一年以内に特定個人情報に関する重大事故が発生したとき又は当該行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったときを除く）。

三 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、前項第一号又は同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ又はロに該当していた場合に限る。当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ又はロに該当するものとする。

四 行政機関の長等は、前二項の規定により重点項目評価書を提出したときは、速やかに当該重項目評価書を提出したときは、速やかに当該重項目評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。（地方公共団体等による評価）

第五条 第八号イ又はロに該当していた場合に限る。当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ又はロに該当するものとする。

第六条 第一条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ又はロに該当するものとする。

第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示するものとする。当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ又はロに該当するものとする。

第八条 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により行政機関の長等（地方公共団体等を除く。以下この条において同じ。）が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル（当該特定個人情報ファイルが、第十条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ又はロに該当するものとする。

第九条の二 法第二十八条第一項（第八条の規定による評価書の公示を含む。）並びに第七条第一項及び第二項に規定する評価書の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

第十条 行政機関の長等は、法第一二十八条第一項に規定する公示を行うに当たり、当該公示に係る修正前においては、第四条第八号イ又はロに該当するものとする。

第十二条 法第二十八条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める重要な変更是、本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるものとする。

第十三条 法第二十八条第四項の規定による評価書の公示については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。（評価書の公示）

第十四条 行政機関の長等は、少なくとも一年ごとに法第二十八条第四項の規定による公表をした評価書（第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした評価書）に記載した事項の見直しを行うよう努めるものとし、行政機関の長等が重大事故を発生させた場合その他他当該評価書に記載した事項に変更があった場合（法第二十八条第一項に規定する重要な変更に該当する場合を除く。）は、速やかに当該評価書を修正し、個人情報保護委員会に提出するものとする。

第十五条 行政機関の長等は、前項の規定による提出をしたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。（公示の方法）

第十六条 法第二十八条第一項（第八条の規定による評価書の公示を含む。）並びに第七条第一項及び第二項に規定する評価書の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

第十七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときに、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一條に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

第十八条 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により行政機関の長等（地方公共団体等を除く。以下この条において同じ。）が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ又はロに該当するものとする。

第十九条の二 法第二十八条第一項（第八条の規定による評価書の公示を含む。）並びに第七条第一項及び第二項に規定する評価書の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

第二十条 行政機関の長等は、前項の規定による提出をした場合は、第五条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書、第六条第三項の規定による公表をした重点項目評価書及び第七条

第六項の規定による公表をした評価書に準用する。

(一定期間経過後の特定個人情報保護評価)

第十五条 行政機関の長等は、指針で定めるところにより、第五条第二項の規定による公表をした日、第六条第三項の規定による公表をした日又は法第二十八条第四項の規定による公表をした日（第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした日）から一定期間を経過することに、それぞれの規定による公表をした基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二十八条第一項に規定する評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情報保護評価を実施するよう努めるものとする。

第十六条 行政機関の長等は、第五条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書、第六条第三項の規定による公表をした重点項目評価書、第七条第六項の規定による公表をした評価書及び法第二十八条第四項の規定による公表をした評価書（第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした評価書）に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務の実施をやめたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知するものとする。

附 則
（平成二十七年一二月二二日特定個人情報保護委員会規則第四号）
 この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

附 則
（平成二十九年四月二七日個人情報保護委員会規則第三号）
 この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

附 則
（平成三十一年五月二一日個人情報保護委員会規則第二号）
 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則
（施行期日）
第一条 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に改正前の特定個人情報保護評価に関する規則（以下「旧規則」という。）第五条第二項又は旧規則第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により公表されている旧規則第二条第一号に規定する基礎項目評価書については、この規則による改正に伴う変更について、この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、旧規則第十四条第三項の規定により準用する同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、修正、提出及び公表することを要しない。

附 則
（令和三年八月二十五日個人情報保護委員会規則第三号）
 この規則は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

附 則
（令和四年三月三一日個人情報保護委員会規則第三号）

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

附 則
（令和五年三月二九日個人情報保護委員会規則第二号）

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則
（令和六年三月二二日個人情報保護委員会規則第一号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則
（令和六年五月二七日個人情報保護委員会規則第三号）

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。